

IV 第6期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1 実態・意識調査について

<アンケート調査>

成 果

- ・川崎市子どもの権利条例の制定後、子どもの権利の視点から、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を今回で通算6回継続して実施し、経年変化を見ることができた点は、大変貴重で意義深い。
- ・経年変化を見るにあたっては、第5期までの調査と同様、比較検討が可能なように調査項目を工夫して実施することができた。
- ・第5期までの調査と同様、第6期においても、子どもの年代別、子ども・おとな・職員の意識の差を見ることができた。
- ・第6期川崎市子どもの権利委員会に対する市長からの諮問事項「子どもに対する支援の協働・連携について」を受けて、「地域における子ども参加、地域との関わり」について、新たに項目を設定・分析したことで、答申の【提言1】につながる知見を得ることができた。また、調査実施時期に特に社会的関心が高まっていた「体罰に対する意識」を問う項目もタイムリーに盛り込むことができ、世代によって大きく異なる貴重な調査結果を得ることができた。

課 題

- ・「子どもの意見の尊重」「子ども参加」は、川崎市の子ども施策全般を検証するうえで最も重要な視点であるが、今回調査で聞くことができた実態は、紙幅の都合もあり、とても限定的なものにならざるをえなかった。本来は、川崎市子どもの権利条例第26条・29条・30条・33条・34条等を踏まえて、子ども参加の多様な場面の実態を分析できるような調査項目を設定する必要がある。
- ・回収率の向上に努める必要がある。

<ヒアリング調査>

成 果

- ・アンケートでは把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分把握するために、権利委員会の委員が施設に訪問し、権利委員会委員と職員がペアになって初めて会う子どもとヒアリングを行う、という形態でヒアリング調査を行った(訪問先および子どもの様子に合わせて、子どもは1人～複数人でのヒアリングを実施)。
- ・ヒアリングを通じて、補足的に子どもたちの葛藤を生で感じ、置かれている環境の違いからくる生き方、考え方の違いを実感できた。
- ・「児童養護施設等に入所している子ども」に関しては児童養護施設で、「不登校の子ども」に対しては市内フリースペースでヒアリングを実施した。
- ・「多様な文化的背景をもつ子ども」に関しては、これまでは外国人学校や日本語教室で

実施したが、今回は対象者の居宅にて実施した。多様な文化的背景をもつ子どものおかれている状況の一端をうかがうことができた。

- ・「障がいのある子ども」に対しては放課後等デイサービスを実施している障害児通所支援事業所の協力を得て実施した。前回のヒアリング調査の反省を踏まえて、質問内容をゆっくりやさしい言葉で説明し、無理に言葉を引き出さないようにするなど、子どもの状況を配慮して行った。
- ・今回新たに、乳幼児を持つ親を対象にしたヒアリングを地域子育て支援センターにて試みた。「子育て不安」が子どもの権利保障と表裏をなすものであり、今後、注視していきたい。
- ・子どもたちから率直に意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの権利の広報・啓発に関する考えや意見について、把握することができた。そのなかで、「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見が多く聞かれた。
- ・「知っている相談機関」は、「児童養護施設等に入所している子ども」のほぼ全員が児童相談所を挙げ、次いでチャイルドライン、人権オンブズパーソン、スクールカウンセラーなどとなっている。しかし、「児童養護施設等に入所している子ども」以外の他の6施設では、チャイルドライン、いじめ相談ダイヤル、スクールカウンセラーなどが挙がる程度であった。これは「児童養護施設等に入所している子ども」においては、施設内できちんとした情報提供がされていたり、相談先について知る機会が多いからであろう。
- ・「条例の認知度・広報のあり方」は、条例を知らない子が半数近くいる中、学校で配布されたリーフレット等を通じて知った子どもも多く、学校配布の効果を感じることができる。・「子どもの意見表明・参加」については、それぞれの施設において、子ども自身が意見表明できるような工夫(意見箱、定期的な会合等)が見られ、そのことを子どもたちは知っていた。ただし、実際に本音を語る事ができているのかについては、今回のヒアリングから把握することはできなかった。なお、言いたい相手については、小学生は友だちが多いが、高校生になると先生や施設職員、保護者などおとなが対象になる。
- ・「子どもの自己肯定観、自信、得意なこと」における「自己肯定感」については「好き、又は、だいたい好き」と答えた子どもが半数近くであった。「自分のことを大切にしてくれる親やおとながいる」「友だちが大切にしてくれる」を挙げている子どもが多く、子ども自身を尊重する雰囲気が認められる。

課題

- ・時間的、人間的な限界があるなかで、ヒアリングの対象と方法を検討・整理する必要がある。
- ・ヒアリング対象である子どもにとっては、権利委員会の委員が信頼できるおとなかどうか分からない状態で実施したため、自分の本音を語る事ができたのかどうかの検証が必要である。
- ・外国につながるのがある「多様な文化的背景をもつ子ども」からは「日本語ができない

ので言いにくい」という声もあり、多様な文化的背景のある人が暮らしている川崎市という特性を踏まえた対応が必要である。

- ・アンケート調査の裏づけを図るために、通常学校に通っている多数の子どもに対するヒアリングを行うことも必要である。児童会役員、生徒会役員対象でも構わないが、条例に基づき子どもにきちんと向き合っているおとながいるということ、子どもに理解してもらい取り組みが重要かつ必要である。
- ・「条例の認知度・広報のあり方」において、学校を通じて配布されたリーフレットを通じて知った子どもが多いが、「配られただけ」「名前だけ知っている」という子どもも多く、実際の普及において「授業で取り上げる」「おとな向けに説明会を開く」というように、リーフレットを配布するだけでなく、その内容をきちんと子どもとおとなに届ける活動の必要がある。また、リーフレット等による認知効果を踏まえ、学校のみならず、子どもたちが利用する施設等においても、リーフレット等を配布するとともに、それらの施設職員等が折りにふれて条例の広報を行うことが大切である。
- ・ヒアリングの中で、子どもが話している「おとな像」は、保護者、施設の職員、学校の先生という程度にとどまっており、地域のおじさん・おばさん・お兄さん・お姉さんが身近に感じられている状況にあるとは感じられなかった。子ども自身が地域住民の一人としての自覚をもつためにも、子どもは地域の中の多くのおとなに見守られて生活しているという安心感を与えていくことは重要なことである。さらに、地域の課題は地域で解決していくことが求められる中、子ども自身が地域の一員だということを実感できるような取組が望まれる。

2 施策の検証について

<行政との対話>

成 果

- ・各部署が取り組んでいる、子育てや子どもに関する業務について知ることができた。
- ・地域みまもり支援センター設置により業務担当制から地区担当制になり、対応すべき対象の範囲が広がった。それによる現状や課題について聞くことができた。
- ・関係部署や市民活動団体との連携についての現状を知ることができ、それによる課題が見えた。

課 題

- ・行政との意見交換会は1回の予定だったが、子どもの参加や居場所関連の状況把握が不十分と感じ、再度教育委員会の方に集まってもらった経緯がある。諮問に対する検証という一つのテーマではあるが、ポイントを絞り、より深く検証するためには、区役所地域みまもり支援センターと教育委員会を分けての意見交換が望ましい。
- ・子どもの参加や居場所関連事業を実施している部署との意見交換は、子どもの権利条例の「参加」「居場所」の持つ意味を共有したうえで進める必要がある。
- ・地域みまもり支援センターの設置により職員の負担が増加している。中でも虐待件数

の増加による対応が喫緊の課題となっており、それにより不登校の子ども等への支援などが十分できない現状であることが分かった。この課題については引き続き権利委員会としても目を向けていく必要がある。

<市民との対話>

成 果

- ・対話ではなく「意見交換会」としたことで、どういう場であるかが分かりやすく、また、日時を午前、午後、夜間の3回設定としたので、選択肢が広がり参加しやすかったのではないかと感じる。意見交換するには十分な参加を得られたと思う。
- ・様々な経験と視点を持っている人たちが、それぞれの問題意識をテーマとして、子育てや子どもの支援活動を行っている。その活動内容とともに、子育てや子どもたちの現状について知ることができた。
- ・団体同士、団体と行政、団体と地域（町内会、自治会）との連携の現状の話から、それぞれの存在を認知し、関心を持ち、協力し合いながら支援活動を行うことができたなら、支援力向上となり、より良い支援ができると考えていることが分かった。今回の意見交換会も、初めて出会った団体同士が、今後連携の可能性もあり、子どもの権利保障に繋がっていく場の提供ができたと感じた。

課 題

- ・支援活動団体が、町内会・自治会という地縁関係が基礎となっている「地域」に受け入れられ、つながり、連携できることにより、広報、資金、人材等の面でも利点がある。この連携が今後多く実現していくためにも行政への提案や団体等への働きかけが必要である。
- ・今回の諮問が協働・連携ということでの意見交換会ではあったが、施策の検証を進めるうえで、今後も、直接子どもや子育て中のおとなと関わりながら支援活動をしている団体との情報交換を重ねることが必要であると感じた。

<子どもとの対話>

課 題

- ・継続的に実施してきた「子どもとの対話」を今期、初めて実施することができなかった。実態・意識調査におけるヒアリング調査において、限られた範囲ではあったが、障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子どもとの対話を行えたことは成果であったものの、子どもの意見を聴き、子どもの視点から、川崎市の子ども施策全般を検証する本委員会として、この点は大いに反省しなければならない。

3 行動計画への意見について

成 果

- ・「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく諸施策等について担当部局が行った自己評価に対して、委員会は報告書を作成し意見を述べた。

- ・評価にあたっては、今期の視点（子どもの目線からの自己評価）とともに、前期権利委員会の第3次行動計画に対する評価・提案を参照の軸とし、従前の活動との連続性、継続性をはかることができた。
- ・「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定にあたって、考慮・検討すべき課題について意見を述べた。
- ・子どもに関わる痛ましい事件が全国で続いているが、こうした社会的問題や関心に留意し、川崎市の現状を積極的に収集し委員会で議論してきた。子どもが主人公ということは具体的にどういうことなのか、地域をつなぎ・つながる視点の重要性、専門性を高める工夫などの視点については、特に今後の行動計画や諸施策にとって重要であることについて委員会全体で確認し共有した。

課題

- ・現在委員会は行政と連携しつつも独立した立場で川崎市の多様な子どもの意見を代弁して議論をしてきている。常に子どもの視点で委員同士で率直な意見交換ができる環境を引き続き維持していくことが本委員会の特徴であることを確認して今後も議論していくことが大切である。
- ・子どもの権利条例との関係で、川崎市の各種施策展開（特に新たな施策）のPDCAサイクルがどのようになっているのかの具体的検証については書面及びヒアリング等を通じて引き続き力を入れていく必要がある。
- ・委員会活動の継続性や重点的に議論したテーマ等の確認がしやすいよう、従前の委員会活動の成果や課題を整理し、より分かりやすい形で経年での要約・一覧化を一層進めることが新たな委員や住民（子ども）にとっても有効である。

4 委員会の組織・運営について

成果

- ・6期本委員会の役割に関して、任期中の役割と意義について最初に共通理解を持てたことは、委員一人ひとりの自覚と意欲につながった。
- ・委員一人ひとりの関心のある領域や視点を活かして部会活動等を分担したことにより、委員間の密な対話につながり建設的な議論にも発展し、活力ある運営ができた。
- ・委員会の当面のスケジュールの全体像を組み立て、その意義を再確認し、さらに各部会で詳細を検討、分担して進めていくことで、成果分析・検討がしやすくなり充実感も持てた。その過程では委員の意見・感想が積極的に出され、参加意識を維持することができた。
- ・行政や民間団体との意見交換（対話）では「ヒアリングではなく意見交換」「委員会を活用してほしい」という委員会の姿勢を伝えることができた。関連部署や民間団体から忌憚のない意見を引き出すことができ、また、行政の姿勢や市民のニーズを把握する機会になり、当初立てた目標の成果を得ることができた。

課 題

- ・子どもの権利に関わる支援の意義やあり方の検討に際し、委員会として当事者である「子ども」より明確に位置づけ、子どもの意見をもっと多く反映できるような組織運営を考える必要がある。調査や意見交換（対話）の折に意見を聴取するだけでなく、川崎市子ども会議や、地域教育会議の子ども会議を傍聴するなどして、子どもの声を聴く活動を委員会以外でも行い、それを委員会の議論に生かせるようさらに検討したい。
- ・条例の施策とその浸透につなげるために、「条例」および「子どもの権利」の視点からの課題や解決策、目指すべき方向性などについて問題意識等を共有しあえる場面として、「対話」等とは別に、関係部局の担当者と意見交換できる場を年に数回でも設けることが望ましい。
- ・「担当部局」という枠にとらわれず、教員を含めて子どもに関わる職員と意見交換を行う場が求められる。
- ・子どもの権利に関わる活動をしている NPO や団体との意見交換や協同が求められる。
- ・地域教育会議と権利委員会をお互いに傍聴するなど、より多くの市民の意見をベースに話し合いができるような工夫を検討したい。
- ・「権利条例」に関する職員研修（教員対象を含む）に委員が参加（傍聴）するなどして、実際にどのような形・内容で研修が行われているのか確認できる 機会を得ることで、委員の意識啓発にもなる。